

令和4年度 第11回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和5年3月23日（木）

15時00分～

場所 県民健康センター2階大ホール

会 長 挨 捶

協 議 事 項

- 1 令和5年度埼玉県医師会郡市医師会長協議会会費について（資料なし）
桃木 常任理事
- 2 移動郡市医師会長会議の日程（案）について（資料なし）
桃木 常任理事
 - 期日：令和5年11月25日（土）・26日（日）
 - 場所：神戸市内
- 3 会長・副会長・常任理事協議事項について

【郡市医師会長検討事項】

- 1 インボイス制度の施行に際し郡市医師会に及ぶ影響について
松本 大宮医師会長
- 2 アレルギー疾患学校生活管理指導票について
高木 南埼玉郡市医師会長
- 3 新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済について
原 越谷市医師会長

- 4 救急車にて患者搬送した場合の同乗医師または看護師等の帰路について
田中 岩槻医師会長

報 告 事 項

- 1 医療事故調査制度の相談事案（令和 5 年 1 月分）について
松本常任理事

※件数 1 件

- 2 診療に関する相談件数等について（令和 5 年 2 月分）

松本常任理事

※件数 1 件

- 3 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

- 4 保険医療機関の指定について（令和 5 年 2 月分）

小室常任理事

- 5 令和 4 年度会計検査院会計実地検査（医療機関）における疑義について

小室常任理事

- 6 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

1 医療事故の再発防止に向けた提言第 17 号の公表について (66 枚)

松本 常任理事 日医

2 医療法施行規則の一部を改正する省令について (7 枚)

小室 常任理事 日医

3 国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」の周知について (5 枚)

登坂 (英) 常任理事 日医

松本 大宮医師会長

都市医師会長会議検討テーマ

日付

都市医師会名：

大宮医師会

検討テーマ：「イニボイス制度の施行に際し都市医師会に及ぶ影響について」

要旨：

備考

※当日の配布資料等がありましたら、添付ください。

令和5年3月23日

都市医師会長各位

大宮医師会々長 松本 雅彦

インボイス制度の施行に際し 都市医師会に及ぶ影響について

10月よりインボイス制度が施行されるに伴い、免税事業者となる医療機関に対する委託料（市民健診・予防接種・その他委託費）が、仕入税額控除の対象外となることから、大宮医師会では、消費税納付額が数千万円の増加が見込まれており、今後の事業運営への深刻な影響が懸念されている。各都市医師会では、行政との委託契約も異なっており一概にはいえないが、大宮医師会と同様の懸念を抱いている医師会も少なくないと推測される。

大宮医師会では、税理士に相談の上で、「免税事業者に支払う委託費に係る仕入税額を値引き（減額）する」方針を考えているが、独立禁止法や下請法上に絡む問題もあって、大宮医師会としての確実な方針を示すには至っていない。そこで、上部組織である埼玉県医師会および日本医師会から、都市医師会に対し消費税増額への対策を含め方針を示していただければ、このインボイスの問題も解消に向かうものと考え、先ずは、埼玉県医師会が率先して県内の都市医師会の状況把握を行っていただき、その結果を基に埼玉県医師会としての方針を、日本医師会に上程していただきたい。

高木 南埼玉郡市医師会長

郡市医師会長会議検討テーマ

日付

都市医師会名：南埼玉郡市医師会

検討テーマ：アレルギー疾患学校生活管理指導票について

要旨：

小児科医会会員より下記の質問があった。

『食物アレルギーの学校生活管理指導票を作成するにあたって、診療情報提供料（1）を算定できるようになった。ただし、主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。このことについて皆様の地区で医師会や教育委員会などと話し合ったり、一定の方針を決めたところはあるか。教育委員会から無料だと思ったらお金を取られたという保護者からの意見が学校にあったとの連絡を受けた。これから作成時期になりますので混乱が出てきそうです。』

質問

- ①主治医が学校医の場合に、食物アレルギー学校生活管理指導票に関して自費請求は出来ないのか。喘息、アレルギー性鼻炎・結膜炎、アトピー性皮膚炎に関しては自費請求可能か。
- ②自費請求の場合、各疾患それぞれに請求可能か
- ③これらの事項が県教育局を通じて各市町村教育委員会・校長に周知徹底出来ているか。
- ④今回の保険適用、また指導票用紙の内容変更時に学校医会会員への説明等が無かったのはなぜか。
- ⑤「埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会」委員に小児科医会会員が入っていない事に問題無いか。

原 越谷市医師会長

都市医師会長会議検討テーマ

日付 令和5年3月20日

都市医師会名：越谷市医師会

検討テーマ：新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済について

要 旨

新型コロナワクチン注射後の左腕痺れについて

接種回数：4回目のワクチン接種。

接種部位：左腕三角筋部分。

直後から穿刺部位の痛みと左上肢指先までの痺れ出現しました。

今まで3ヶ月メチコバールとノイロトロピンで経過みていましたが改善しないため、市保健所のワクチン対策室に後遺障害の相談するよう接種者に伝えました。

市からの回答は次のとおりであった。

- ① 「ワクチンの薬液によるものかどうかわからない」
- ② 「薬液によるものではなく針刺し事故として扱うべきことの可能性大」
- ③ 「ワクチンの後遺障害としては認められないでしょう」とのことでありました。

そこで、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査会の審査結果を拝見すると、末梢神経障害の認定者が散見されます。

また、健康被害救済制度の考え方として、ワクチン接種との厳密な医学的因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの記載があります。

現場として、このような事例が都市医師会管内でもあると思われますので、今回、都市医師会長会議に上程し解決方法等を模索する意味も含め上程させていただきましたので、ご検討をよろしくお願ひいたします。

田中 岩槻医師会長

都市医師会長会議検討テーマ

日付 令和5年3月23日

都市医師会名： 岩槻医師会

検討テーマ：救急車にて患者搬送した場合の同乗医師または看護師等の帰路について

要旨：

以前は救急車で患者搬送した場合の同乗医師、看護師の帰路は病院まで乗せて頂いていましたが、現在搬送先で降ろされて帰りはタクシーでの帰路になることが多くなっています。

この対応については救急隊によってまちまちで、中には出動がない場合、好意で乗せていただける隊もありそれについては感謝しております。

ただ、かなりの遠方や深夜の搬送において現地で降ろされる事案もあります。夜中の3時ごろだと場合によりタクシーを呼ぶのも困難でスタッフが帰ってくるまで時間がかかると業務上非常に困難で、その間新たな搬送を受けることもできない状況です。

また搬送時にはスタッフの同乗を暗に求められ、また搬送先も同乗を求めているため、業務上同乗せざるを得ない状況です。現在搬送元の医療機関に保険での加算はなくタクシーレンタなどは医療機関の持ち出しになっています。もし救急隊の都合で帰り乗せていただけない場合の交通費は自治体からの何らかの補助などがあつても良いのではないかと考えます。

先日やはり搬送先で降ろされた事案では感染対策として乗せて帰れないと言われたそうですが、それならそもそも、搬送時にスタッフが乗っていくことと矛盾しており、明確な理由になっておりません。

現在このような状況であることを知って頂き、今後の対処法を検討していただきたい。また他の医師会での状況についても、情報交換させていただきたい。

備考

※当日の配布資料等がありましたら、添付ください。

寺師常任

産業医委嘱契約書の確認について

令和5年2月10日～令和5年3月16日 合計9件(新規7件・更新2件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考	会員	新規	
1	2	川口市	田辺 知宏	東川口病院 川口市安行北谷665 日本シーム株式会社		会員	新規	
2	11	朝霞地区	浅野 寛治	浅野病院 戸田市美女木北3-3-6 AIMロジスポート 3F 有限会社丸吉	事業場と以前からの知り合いで頼まれたとの事。	会員	新規	
3	15	飯能地区	横田 健介	横田医院 日高市原宿470番地 埼玉工業株式会社		会員	新規	
4	16	東入間	尾泉 健士	アイルみずほ台内科クリニック 富士見市鶴瀬東1-1-48 株式会社ジョイント警備保障		会員	新規	
5	23	北埼玉	漆原 俊彦	漆原医院 羽生市小松台1丁目603-27 大正製薬株式会社 羽生工場		会員	新規	
6	24	南埼玉郡市	関谷 栄	新井病院 久喜市本町3-11-31 有限会社たぐち動物病院		会員	新規	
7	26	春日部市	渡邊 真司	庄和中央病院 埼玉県立庄和高等学校 春日部市金崎583 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	公立高校の健康管理医(産業医)について、 契約後、諸事情により退任。 本件は、後任者の健康管理医委嘱契約。	会員	新規	
8	3	大宮	里村 盟	里村医院 さいたま市北区日進町3丁目37番地1 株式会社八州電業社		会員	更新	
9	10	上尾市	佐々木 謙伍	介護老人保健施設 かがやき(狭山市) ※自宅会員	さいたま市南区沼影1-11-1 高田製薬株式会社	事業場と以前からの知り合いで頼まれたとの事。	会員	更新

小室常任

保険医療機関の指定について

(令和5年2月分)

新規 6件

追及指定 3件

合計 9件

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年2月1日 から 令和5年2月28日 医科 指定分]

令和5年2月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	東川口なかじま眼科	〒333-0801 川口市東川口2-1-1 東川口駅前 メディカルモール3階	中島 佑至 (41歳)	中島 佑至	048-229-8885 常勤: 1() 医 眼	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 水日祝 - 5. 3. - 1
2	咲皮ふ科クリニック	〒343-0845 越谷市南越谷1丁目20-1 吉澤第二ビル2階	清村 咲子 (39歳)	清村 咲子	048-971-6612 常勤: 1() 非常勤: 2 医 皮 美容皮膚科 皮 小児皮膚科 アレ 美容科 リウ	新規	医	現存 診療日: 月火木金土 半日: 日 休診日: 水祝 - 5. 3. - 1
3	こぶし耳鼻咽喉科クリニック	〒340-0822 八潮市大瀬5丁目1-15 SAIYU 3rd VILLAGE 2階	石毛 達也 (49歳)	石毛 達也	048-954-6153 常勤: 1() 医 耳い アレ 漢方 耳鼻咽喉科	新規	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土日 休診日: 木祝 - 5. 3. - 1
4	上尾女性クリニック	〒362-0035 上尾市仲町1-1-14	増田 弘満 (55歳)	増田 弘満	048-729-8803 常勤: 1() 婦 女性内科 女 性泌尿器科	新規	医	現存 診療日: 月水木 半日: 金土日 休診日: 火祝 - 5. 3. - 1
5	草加いまざき眼科	〒340-0015 草加市高砂2-7-1 アコス南館2F	今関 誠 (33歳)	今関 誠	048-960-0408 常勤: 1() 医 眼	新規	医	現存 診療日: 月火木金土 半日: 日祝 休診日: 水 - 5. 3. - 1
6	幸手市保健福祉総合センター	〒340-0152 幸手市天神島1030-1	幸手市長 木村 純夫	瀬川 裕史 64歳	常勤: 1 非常勤: 16 医 内 1(16)	新規	医	現存 半日: 月火水木金 休診日: 土日祝 - 5. 3. - 1

処理年月日

[令和5年2月1日 から 令和5年2月28日 医科 遷及指定分]

新規指定医療機関一覧表

令和5年2月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	齊藤外科胃腸科医院	〒365-0076 鴻巣市本宮町1番11号	医療法人社団愛光会 理事長 齊藤脩司 (87歳)	齊藤 健司	048-541-4345 常勤: 1 非常勤: 2 医内 胃腸内科 皮外 外 腹部外科 性感染症 症内科 肝門外科	移動	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 170,180,4 5.1.18
2	医療法人社団友健会 元気クリニック上 福岡	〒356-0007 ふじみ野市北野一丁目1番6号 1階	医療法人社団友健会 理事長 小林克行 (53歳)	丸山 俊朗	049-256-8088 常勤: 1 非常勤: 7 医内 呼内 消化器 内科 糖尿病内科	移動	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 300,170,8 5.2.1
3	廣瀬内科クリニック	〒350-0209 坂戸市大字塚越1242番地2	廣瀬 徳彦 (41歳)	廣瀬 徳彦	049-283-3001 常勤: 2 医内 小兒科 胃腸内科 耳鼻咽喉科 消化器内科	交代	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 600,040,0 5.2.1
	訪問詳細 項目2 医療法人社団友健会 元気クリニック上 福岡	外来 月～土 8:30～12:30 13:30～17:30 訪問: 外来と同じ						

小室常任

国医第3219-1号
令和5年3月17日

一般社団法人 埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也（公印省略）

令和4年度会計検査院会計実地検査（医療関係）における 疑義について（通知）

本県の国民健康保険行政の推進につきましては、日頃多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、会計検査院による会計実地検査が令和5年1月末に実施され、別添のとおり疑義が示されました。

つきましては、参考としてお送りいたしますので、会員の皆様に御周知くださるようお願い申し上げます。

担当：国保医療課 総務・保険医療担当
電話：048-830-3366

令和4年度会計検査院会計実地検査における疑義について

1 療養病棟入院基本料について

療養病棟入院基本料は、医療区分3の患者については患者のADL区分の評価に対応して入院料A、B、Cのいずれかを、医療区分2の患者については患者のADL区分の評価に対応して入院料のD、E、Fのいずれかを、また、医療区分1の患者については患者のADL区分の評価に対応して入院料のG、H、Iのいずれかを算定することとされています。

患者の医療区分及びADL区分については、所定の基準に従って評価することとされていますが、医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目（24時間継続して点滴を実施している状態、せん妄状態）について、制限日数である7日間連続して評価した後、違う医療区分で1日評価し、再び元の医療区分で評価することを繰り返しており、医療区分の評価の実態に疑義があります。

また、対象となる疾患、状態に該当しない（中心静脈栄養と毎日3食の食事療養を同時に算定している）と思料されるものについても疑義があります。

2 入院基本料等加算について

（超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算）

入院基本料等加算のうち超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算（以下「超重症児（者）入院診療加算等」という。）は、出生時、乳幼児期又は小児期等の15歳までに障害を受けた児（者）で、当該障害に起因して、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用するなど特別の医学的管理が必要な状態が6か月以上又は新生児期から継続しているなどの超重症の状態又は準超重症の状態にあるものについて、所定の点数として1日につき100点から800点までを算定することなどとされています。

上記以外の場合であっても、重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者に限る）、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等については、所定の基準を満たしていれば、当面の間、加算を算定できることになっているところ、超重症児（者）入院診療加算等を算定できないとされている脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者について、超重症児（者）入院診療加算等を算定しているのではないかとの疑義があります。

3 リハビリテーション料（発症の繰り返し）

リハビリテーション料のうち疾患別リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、当該算定要件に従い、発症、手術又は急性増悪等から標準的算定日数以内に限り算定することとされています。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合、その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、標準的算定日数を超えて所定点数を算定できることとされています。

しかし、運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症等から150日以内で従前の対象疾患とは別の対象疾患が認められ、その時点から運動器リハビリテーション料を新たに算定することを繰り返しており、運動器リハビリテーション料の算定要件を満たしているかについて疑義があります。

4 リハビリテーション料（標準的算定日数を超えて算定）について

リハビリテーション料のうち疾患別リハビリテーション料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、当該案件に従い、発症、手術又は急性増悪等から標準的算定日数以内に限り算定することとされております。

ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより、状態の改善が期待できると医学的に判断される場合、その他別に厚生労働大臣が定める場合において、「継続理由等」を診療報酬明細書の摘要欄に記載した場合（ただし、リハビリテーション実施計画書を作成した月にあっては、改善に要する見込み期間とリハビリテーション継続の理由を摘要欄に記載した上で、当該計画書の写しを添付している場合も含まれる。）は標準的算定日数を超えて所定点数を算定することができるとされています。

しかし、運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症等から所定日数を超えて所定点数を算定しているのに、「継続理由等」の記載が無く、算定要件を満たしているかについて疑義があります。

もう一度ご確認ください！！

令和5年1月末に行われた会計検査院の実地検査で下記内容の疑義が示されております。

今一度、レセプト請求時にご確認をお願いします。
(詳細は別紙を参照してください。)

- 療養病棟の入院基本料において、医療区分の評価に当たり、対象となる疾患、状態に該当しないと思料されるものについて該当する状況となっており、医療区分の評価の実態について疑義があります。
 - ・ 日数制限がある項目（24時間継続して点滴を実施している状態、せん妄状態）について、制限日数である7日間継続して評価した後、違う医療区分で1日評価し、再び元の医療区分で評価することを繰り返す。
 - ・ 中心静脈栄養と毎日3食の食事療養を同時に算定している。
- 入院基本料等加算のうち、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算について、算定できないとされている脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者について加算を算定しているという疑義があります。
- 運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症等から150日以内で従前の対象疾患とは別の対象疾患が認められ、その時点から運動器リハビリテーション料を新たに算定することを繰り返しており、運動器リハビリテーション料の算定要件を満たしているかという疑義があります。
- 運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症等から所定日数を超えて所定点数を算定しているのに、レセプトに「継続理由等」の記載が無く、算定要件を満たしているかという疑義があります。

